

「LEC 全日本社労士公開模試 第2回」から
第45回社労士試験【択一式】雇用法 問6-A肢の出題が **論点的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

RU13972 p.60

全日本社労士公開模試 第2回
雇用保険法 問7 E肢

E 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が、公共職業安定所の紹介する業務に就くことを正当な理由なく拒んだ場合、その拒んだ日から起算して**7日間**は、日雇労働求職者給付金は支給されない。

解答 →○

本試験出題はこうでした！

第45回 社労士試験 問題
【択一式】 雇用保険法 問6 A肢

A 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、正当な理由がある場合を除き、その拒んだ日から起算して**1か月間**に限り、日雇労働求職者給付金を支給しない。

解答 →×

(「1か月間に限り」ではなく「7日間」)

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。